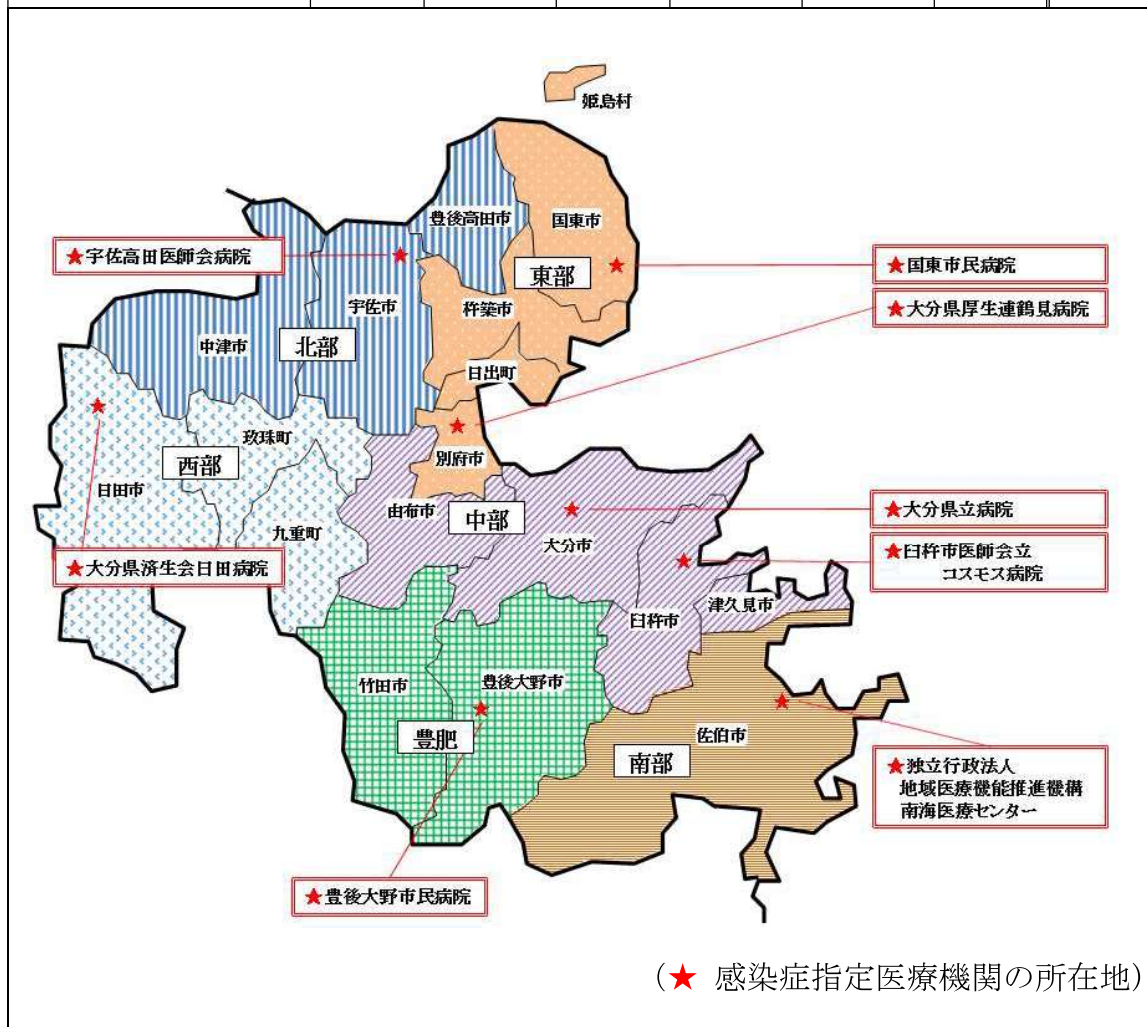


[巻末]

資料編

[図表：医療提供体制の医療圏別数値目標]

種別	東部	中部※	南部	豊肥	西部	北部	計
入院病床（床） <small>(指定・第一種協定指定医療機関)</small>	105	251	30	27	44	68	525
発熱外来（機関） <small>(第二種協定指定医療機関)</small>	68	204	24	17	29	58	400



※中部医療圏における数値目標のうち、大分市分は、下記のとおりです。

入院病床 (床)	215	発熱外来 (機関)	174
-------------	-----	--------------	-----

基本用語集

1. 法及び制度等に関する解説

(①感染症法等に関する法及び制度)

感染症法

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

感染症基本指針

- 感染症法第 9 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」

感染症予防計画

（県）

- 感染症法第 10 条第 1 項の規定により、都道府県が感染症基本指針に即して定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」

（保健所設置市）

- 感染症法第 10 条第 14 項の規定により、保健所設置市が、感染症基本指針及び県の感染症予防計画に即して定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」

連携協議会（大分県感染症対策連携協議会）

- 感染症法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、都道府県に設置が義務付けられ、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体、消防機関その他機関（高齢者施設等の関係団体等）で構成され、感染症発生・まん延時の対応に関する枠組等について、平時から協議及び連携する会議体

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

- 感染症法第 36 条の 2 第 1 項において、「(厚生労働大臣が) 新型インフルエンザ等感染症等※に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間」と定義された期間

※ 新型コロナウイルス等感染症等 = 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

医療措置協定

- 感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により、県と医療機関の間で「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該機関の講じる入院体制（第一種協定指定医療機関）、外来診療体制・自宅療養者等への医療・療養支援体制（第二種協定指定医療機関）、検査体制、後方支援体制、医療人材の派遣、当該機関における個人防護具の備蓄等」について、平時に定め、締結する協定

検査措置協定

- 感染症法第 36 条の 6 第 1 項の規定により、県と検査機関（大学等の研究機関、感染症指定医療機関、一般医療機関、民間検査機関）の間で、「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該機関の講じる検査体制、当該機関における個人防護具の備蓄等」について、平時に定め、締結する協定

宿泊施設確保措置協定

- 感染症法第 36 条の 6 第 1 項の規定により、県と宿泊施設（民間の宿泊施設、平時から宿泊業を営む公的施設）の間で、「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該施設の講じる宿泊施設確保等」について、平時に定め、締結する協定

感染症発生動向調査

- 感染症法に係る施策として、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民及び医療機関等への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策等を図ることで、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする調査

(②医療法等に関する法及び制度)

医療法

- 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

医療確保基本方針

- 医療法第 30 条の 3 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」

医療計画

- 医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により、都道府県が医療確保基本方針に即して定める「医療提供体制の確保を図るための計画」

医療審議会（大分県医療審議会）

- 医療法第 71 条の 2 第 1 項の規定により、都道府県に設置が義務付けられ、知事が任命した医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者、学識経験のある者で構成され、当該都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項について、調査及び審議する会議体

（③特措法等に関する法及び制度）

特措法

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

政府行動計画（新型インフルエンザ等対策政府行動計画）

- 特措法第 6 条第 1 項の規定により、政府が定める「新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」

行動計画

（県：大分県新型インフルエンザ等対策行動計画）

- 特措法第 7 条第 1 項の規定により、都道府県が政府行動計画に即して定める「新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」

（市町村：市町村新型インフルエンザ等対策行動計画）

- 感染症法第 8 条第 1 項の規定により、市町村が、政府行動計画及び県の行動計画に即して定める「新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」

（④地域保健法等に関する法及び制度）

地域保健法

- 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）

地域保健基本指針

- 地域保健法第 4 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定めた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

健康危機対処計画

- 地域保健基本指針の規定により、保健所及び地方衛生研究所が同指針に即して定める「予防計画及び行動計画等を踏まえ、平時から健康危機に備えた準備等を進めるための計画」

保健所

- 地域保健法第5条第1項の規定により、県及び保健所設置市が設置する地域保健対策等の中核機関（県：東部・中部・南部・豊肥・西部・北部の6か所、保健所設置市：大分市の1か所）

地方衛生研究所

- 地域保健法第26条の規定により、県が設置する地域保健対策等の科学的かつ技術的中核機関（県：県衛生環境研究センター）

I H E A T

(Infectious Health Emergency Assistance Team)

- 地域保健法第21条の規定により、感染症法に規定する健康危機発生時に、厚生労働省令に定める地域保健の専門的知識を有する者に、保健所における業務（健康危機対応業務、通常業務等）への従事等を要請できる制度

2. 感染症の分類等に関する解説

一類、二類、三類、四類、五類感染症（感染症法による分類）	
一類	○ 感染力及びり患した場合の重篤性から見た危険性が極めて高い感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病 等
二類	○ 感染力及びり患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症 結核、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等
三類	○ 特定の職業への就業等によって感染症の集団発生を起し得る感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症 等
四類	○ 動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症 狂犬病、マラリア、デング熱、ウエストナイル熱、レジオネラ症、日本紅斑熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9除く）等
五類	○ 国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症除く）、新型コロナ、破傷風、風しん、麻しん、手足口病、梅毒 等

新型インフルエンザ等感染症
[新型インフルエンザウイルス感染症／新型コロナウイルス感染症] ○ インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなった感染症
[再興型インフルエンザウイルス感染症／再興型コロナウイルス感染症] ○ かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であって、その後流行することなく長期間が経過している感染症

指定感染症
○ 現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があると政令で定める感染症

新感染症

- 人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症

新興感染症

- 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）

新型コロナ

（新型コロナウイルス感染症、COVID-19）

- 病原体がベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）による急性呼吸器症候群

再興感染症

- かつて流行し、その後流行することなく長期間が経過している感染症で、病原体そのものの変化や地球温暖化による環境変化等のため、再び流行するようになった感染症

結核、マラリア、デング熱、ウエストナイル熱 等

薬剤耐性

（AMR、Antimicrobial Resistance）

- 特定の薬剤に対して、微生物が抵抗性を示して効かなくなること
 - 1980年代以降、従来の抗菌薬が効かない薬剤耐性を持つ細菌が確認され、感染症の予防や治療等が困難なケースが増加しており、薬剤耐性の発生を抑制し、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止することが重要
- メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、ペニシリン耐性肺炎球菌（PRSP）、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE） 等

3. 組織及び職種等に関する解説

保健所設置市（大分市）
○ 地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を設置する政令指定都市や中核市
県内1市（大分市）
一般市町村（大分市を除く市町村）
○ 市町村のうち、保健所設置市を除く市町村
県内17市町村（大分市を除く全市町村）
医療関係団体
○ 大分市連合医師会（大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会）、大分市薬剤師会、大分県薬剤師会坂ノ市支部、大分県看護師協会、大分県獣医師会等の医療関係者及び診療に関する学識経験者の団体
医療機関（医療提供施設）
○ 医療法第1条の2第2項で規定された病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設
医療関係者（医療関係従事者）
○ 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士等の医療に関する資格を有する者等
感染管理認定看護師 （C N I C、 <u>C</u> ertified <u>N</u> urse in <u>I</u> nfection <u>C</u> ontrol）
○ 感染対策における高度な専門知識や実践力を有すると日本看護協会から認定され、医療関連感染サーベイランスの実践、施設の状況の評価、感染予防・管理システムの構築等を行う看護師